

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書

尼崎市長 様

令和 年 月 日

納税義務者 住所または所在地

氏名または名称

電話 — —

次の住宅用家屋について、地方税法附則第 15 条の 7 第 1 項または第 2 項の規定の適用を受けたいので、同条第 3 項の規定により固定資産税の減額を申告します。

所在地番			
家屋番号			
種 類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・その他（ ）		
構 造	木造・鉄骨鉄筋コン・鉄筋コン・鉄骨・軽量鉄骨・その他（ ）		
床面積 (1 戸あたり 120 m ² までが減額対象)	延床面積	m ² の内、居住面積	m ²
登記年月日	令和	年	月 日
建築年月日	令和	年	月 日
居住開始年月日	令和	年	月 日
上記建築年月日の翌年 1 月 3 1 日までに申告できなかった場合はその理由			

◎提出の際に必要な書類（書類の不足にご注意ください。）

- (1) 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書
- (2) 長期優良住宅の認定に係る通知書の写し
(法律施行規則第 6 条（認定）・第 9 条（変更認定）・第 1 3 条（地位承継の承認）のいずれかの規定に基づく通知書)

※減額対象となる家屋は以下の要件を全て満たすことが条件です。

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅として認定された住宅
- (2) 居住用部分が住宅全体の 2 分の 1 以上ある住宅
- (3) 【令和 8 年（2026 年）3 月 31 日以前に新築された住宅】

居住用部分の床面積（共同住宅の場合は、専有部分の床面積＋持分で按分した共用部分の床面積）が 1 戸あたり 5 0 m²以上（貸家共同住宅は 4 0 m²以上）2 8 0 m²以下の住宅

【令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降に新築された住宅】

居住用部分の床面積が 1 戸あたり 4 0 m²以上 2 4 0 m²以下の住宅

令和 年度から 年間	課長	係長	担当
適用します。			

【提出資料】

受付には、以下の2点の提出が必ず必要となります。書類の不足がないようにご提出をよろしくお願いいたします。

①減額申告書

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

尼崎市長 様

建設課長様 住所または所在地

氏名または名称

個人番号または法人番号

〒 - -

次の住宅概要欄について、地方法政特別法 15 条の7第 1 項には第 1 項の規定の適用を免れなければ、同法第 3 条の規定により固定資産税の減額を申請し得ず。

所在地番	
用途区分	専断住宅・準断住宅・共同住宅・その他 ()
構造	木造・鉄骨鉄筋コン・鉄筋コン・鉄骨・軽量鉄骨・その他 ()
床面積	
(1) 戸あたり 120㎡までの減額対象	延床面積 ㎡の内、居住面積 ㎡
登記年月日	令和 年 月 日
建築年月日	令和 年 月 日
居住開始年月日	令和 年 月 日
上記建築年月日の翌年1月31日までに申告できなかった場合はその理由	

○提出の際に必要な書類（書類の不足があった場合は適用できません）

？ 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書

？ 住宅完成後から交付される長期優良住宅に関する認定通知書の写し

（法律施行規則第 6 条（認定）第 9 条（認定認定）第 13 条（住宅完成の承認）のいずれかの規定に基づく通知書）

○減額対象となる期間は以下の条件を全て満たすことが条件です。

(1) 平成 21 年 6 月 4 日以前に新築された住宅

(2) 長期優良住宅の要件の全部に適合する建築物に認定する長期優良住宅として認定された住宅

(3) 居住開始日が住宅完成日の 1 年以上ある住宅

(4) 居住開始日の床面積（共同住宅の場合は、専有部分の床面積+特設で提供した共有部分の床面積）が 1 戸あたり 30㎡以上、認定共同住宅が 40㎡以上、20㎡以下の住宅

合計	年度から	年度	年度	年度
適用します。				



②認定通知書

認定通知書

(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号 第 ▲▲▲▲ 号

認定年月日 和暦 ●年 ●月 ●日

(※) (認定番号 第 号)

(認定年月日 年 月 日)

(建築主事の氏名)

〇〇 〇〇 殿

尼崎市長 〇〇〇〇

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 3 項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので、同法第 7 条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日 和暦 ●年 ●月 〇日

2. 申請者の住所 大阪府大阪市〇〇区〇〇南〇〇-〇〇-〇〇-〇〇

3. 認定に係る住宅の位置 尼崎市東七松町〇丁目〇番〇号

4. 認定に係る住宅の構造 木造

5. 共同住宅等に係る申請にあつては、認定対象住戸番号

6. 法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別 新築